

## 富田林市 ぴあ介護相談員 募集要領

### はじめに

介護保険制度がスタートして20年以上が経過し制度について、世間にもかなり浸透してきましたが、まだまだサービスに対する疑問や不安を持ちながら利用されている方もあるかと思います。

ぴあ介護相談員は、このような利用者の思いを聞き、サービス提供事業者などにその声を届けることによって、利用者の疑問や不安、不満の解消を図るなど、介護保険サービスの質の向上を目的として活動します。

そのため、ぴあ介護相談員は、利用者とサービス提供事業者との橋渡し役的な存在で活動し、特別な権限をもって指導等を行うようなものではありません。

派遣を希望される介護保険施設等に、ぴあ介護相談員として訪問するこの事業は、「告発型」の制度ではなく、サービス提供事業者、ぴあ介護相談員並びに行政が同じ認識に立ち、利用者の思いにきめ細かく対応することにより、苦情にいたる事態を未然に防止する「提案解決型」の仕組みです。

このような事業の趣旨をご理解いただき、より良い介護保険サービス創りに関心と熱意をお持ちの市民の方々の応募をお待ちしています。

応募希望者を対象に、ぴあ介護相談員の活動内容や、今回の募集・採用の日程等について、下記のとおり説明会を開催します。参加を希望する人は、当日直接会場へご来場ください。

#### 記

と き： 6月17日（水） 午後4時00分から30分程度  
ところ： 富田林市役所 1階 介護認定審査会室

## 1、ぴあ介護相談員の活動内容

(1) 月4回程度、2人1組で派遣依頼のあった介護保険施設等を訪問し、次のような活動を行います。

- ① 利用者の話を聞き、相談にのる。
- ② 施設等の行事に参加する。
- ③ サービスの現状把握に努める。
- ④ 事業所の管理者や従事者と意見交換をする。

(2) 研修の受講

10月～12月の間で予定の「介護相談員養成研修(計6日間必須)」を受講されないと、ぴあ介護相談員として活動することはできません。

(3) 事務局（市高齢介護課）への活動報告書の提出等

(4) 連絡会議への出席

2ヶ月に1回程度行う連絡会議に出席していただきます。

## 2、応募要件等

(1) 応募要件は、下記①から③の全てを満たしていることとします。

- ① この事業に理解と熱意があり、ぴあ介護相談員としての活動が可能であること
- ② 富田林市に住所を有していること
- ③ 現在、介護保険サービス事業所（介護保険施設、居宅介護サービス事業所等）を有する法人に属していないこと

(2) ぴあ介護相談員になることを希望される方は、

別添の「富田林市ぴあ介護相談員応募用紙」に必要事項を記入の上、6月26日（金）までに市役所2階高齢介護課の窓口に提出してください。（原則：持参）

※ なお、他の市関係機関では一切受付を行っておりませんので、ご注意ください。

- (3) ぴあ介護相談員の選考は、応募書類による一次選考、一次選考合格者に対する面接を実施し、選考会議を経て決定します。面接日は7月15日(水)で、時間は一次選考合格者に文書でお知らせします。
- (4) 今回採用するぴあ介護相談員の人数は、1名程度を予定しています。

### 3、ぴあ介護相談員の任期等

- (1) 選考の結果「富田林市ぴあ介護相談員」として採用を決定した人には、規定の研修等を終了後、市長から委嘱を予定しています。
- (2) 任期は、委嘱の日から2年間とします。(※再任あり)
- (3) 任期の途中であっても下記の場合は、職を解きます。
- ① ぴあ介護相談員が辞退の申し出を行ったとき。
  - ② ぴあ介護相談員として活動できなくなったとき。
  - ③ ぴあ介護相談員としての適正を欠くと認めたとき。
- (4) ぴあ介護相談員の活動に対して、実費弁償として、若干の報償金を支給します。また、研修に係る負担金は、市で負担します。ただし、訪問活動時の交通費の支給は行いません。

ぴあ介護相談員の募集に関する問い合わせは、下記どうぞ  
富田林市健康推進部 高齢介護課 担当 北岡・萬谷

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号  
電話 0721-25-1000 内線 178・179

